仕　様　書

１　業務名

小・中学生を対象とした美術館利用促進事業に係る送迎バス運行業務（単価契約）

２　契約期間

契約締結日～令和８年２月２８日

３　業務実施場所

広島市内の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに朝鮮学校、インターナショナルスクール（以下「学校」という。）から広島市現代美術館（広島市南区比治山公園１番１号）までの往復

４　業務内容

（１）運行期間

令和７年５月１５日（木）から令和８年２月２８日（土）まで

（２）運行予定台数

６５台

（３）運行行程

　学校から広島市現代美術館までの往復送迎バスを運行する。

（４）一回あたりの予定時間

８時間（出庫前点検等～帰庫後点検等までを含む）

（５）車種等

大型貸切バス５３人乗り（正座席４５人、補助席８人）以上、運転手1名つき

（６）運行日程等の調整

①受注者は、発注者から別途配布される送迎バス運行候補日程により送迎バスの配車を調整し、運行可能日を７日以内に発注者に通知すること。

②発注者は、受注者からの運行可能日の通知をもとに、送迎バスの運行業務実施日、バス台数及び学校を決定し、速やかに受注者に通知する。

③受注者は、発着時間、運行ルート等送迎バスの運行に係る必要な事項について、学校と事前に十分調整すること。

５　借上げ料

1. 借上げ料は、①と②を合算した金額に消費税及び地方消費税を乗じた金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。
	1. キロ制運賃（１㎞当たり）　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を除く）に合計走行距離（10㎞未満は10㎞に切り上げ）を乗じた金額
	2. 時間制運賃（１時間当たり）　　　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を除く）に走行時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げ）及び出庫前・帰庫後点検の合計２時間を加算した時間（以下「業務時間」という。）を乗じた金額

（２）送迎バスの運行に必要となる燃料費は契約額に含む。

（３）送迎バスの運行に伴い発生する有料道路、駐車場代金等の実費は契約額に含まない。

（４）送迎バスの運行における日程変更、台数変更、運行中止、火災、地震、風水害、疫病、感染症、その他の不可抗力による事業の中止等のいかなる場合も、キャンセル料は発生しないものとし、それにより損害を受けることがあっても、その損害賠償を発注者に請求することはできないものとする。

６　その他

（１）委託契約約款第１２条第１項に定める委託業務実施報告書は、１か月分の業務内容（実施日、学校名、走行距離、業務時間及び運行台数）を記載した月間報告書とし、受注者は、翌月１０日までに（ただし２月分報告書については、２月の最終業務終了後２月２８日までに）、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。

（２）発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月１９日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

（３）受注者は、毎月の業務完了後の都度、借上げ料の契約単価（消費税及び地方消費税を除く）に前項により確認を受けた走行距離及び業務時間に消費税及び地方消費税を乗じて算出した金額を請求するものとする。

（４）受注者は、本業務の実施にあたっては、損害賠償責任保険に加入し、事故のないよう慎重かつ適切に運行すること。また、万一事故が発生した場合は、即座に発注者へ状況報告を行い、指示を受けること。

（５）この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の双方で協議のうえ決定すること。